

## 申請書等の押印廃止について

市民の利便性の向上及び行政手続きの簡素化を図るため、申請書等の氏名欄の押印について、国及び県の法令等で押印が義務付けられているもの、契約書等に関するものを除き、押印の義務付けを廃止する。

押印が必要な申請書等 1, 509種類

### 1 押印が廃止できるもの 1, 358種類 90.0%

(文化会館利用承認申請書、訪問入浴サービス利用申請書、下水道使用開始届、補助金等交付申請書、市民税・県民税減免申請書、学童保育利用申込書 等)

簡易な様式 121種類 3月から4月順次廃止

市条例・規則等の改正が必要な様式 1,237種類 5月から6月順次廃止

### 2 押印が必要なもの 151種類 10.0%

・国、県の法令等で義務付けられているもの、契約書等

(住民投票実施請求書、情報公開審査請求書、給水装置工事申込書兼承認願 等)

- ・国、県等の動向を見極めながら、引き続き検討を行い、今後もさらに申請書等の押印廃止を進めていく。

【問合せ】財務部 行財政改革推進課  
担当：大阿久、田中  
Tel.0282-21-2344